

滋賀大学数理・データサイエンス・AI 教育推進部会要項

(設置)

第1条 国立大学法人滋賀大学教育・学生支援機構規程第12条第5項の規定に基づき、教育推進部門会議に滋賀大学数理・データサイエンス・AI 教育推進部会（以下「部会」という。）を置く。

(目的・任務)

第2条 部会は、学部で実施する次の各号に掲げる事項について全学的に連絡調整を行い、本学における数理・データサイエンス・AI 教育の推進及び質向上を図ることを目的とする。

- (1) 数理・データサイエンス・AI 教育プログラムの開発、管理及び運営に関すること。
- (2) 数理・データサイエンス・AI 教育プログラムの質向上に関すること。

2 部会は、前項各号のほか次に掲げる業務を行う。

- (1) 数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度に関すること。
- (2) 数理・データサイエンス・AI 教育プログラムの自己点検・評価に関すること。
- (3) その他数理・データサイエンス・AI 教育に関すること。

(組織)

第3条 部会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教育推進部門長
- (2) 教育学部の教務カリキュラム運営委員長
- (3) 経済学部の学務・カリキュラム編成委員長
- (4) データサイエンス学部の学務委員長
- (5) 学務課長

(部会長)

第4条 部会に部会長を置き、前条第4号の委員をもって充てる。

2 部会長は、部会を主宰する。

(委員以外の出席)

第5条 部会は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 部会の事務は、関係部局の協力を得て、学務課において処理する。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、部会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から実施する。